

# 令和4年第1回香美市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和4年1月6日（木）13時36分から14時16分

2. 開催場所 香美市基幹集落センター2階大ホール

3. 出席委員（17名）

|        |           |           |           |  |  |  |  |
|--------|-----------|-----------|-----------|--|--|--|--|
| 会長     | 19番 原 心一  |           |           |  |  |  |  |
| 会長職務代理 | 7番 森安 正   |           |           |  |  |  |  |
| 委員     | 1番 水田 義郎  | 2番 平山 則雄  | 3番 横山 実男  |  |  |  |  |
|        | 4番 森田 良彦  | 5番 岡田 修一  | 6番 堤 昭雄   |  |  |  |  |
|        | 8番 宗石 和彦  | 9番 西村 広幸  | 10番 西岡 久  |  |  |  |  |
|        | 11番 山崎 彰  | 14番 鍵山 佳広 | 15番 小松 和啓 |  |  |  |  |
|        | 16番 三谷 富重 | 17番 山内 茂  | 18番 岡本 博臣 |  |  |  |  |

4. 欠席委員（2名）

12番 三木 克司 13番 上島 陽子

5. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
第2号 非農地証明願いについて  
第3号 農地法第18条第6項解約通知報告について  
第4号 農地法第5条の規定による届出取消について（報告）  
第5号 農地法第4条の規定による届出について（報告）  
第6号 農地法第5条の規定による届出について（報告）  
第7号 相続税納税猶予適格証明願いについて  
第8号 香美市農用地利用集積計画について（諮問）  
第9号 その他の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局次長 和田 小百合  
事務局係長 川村 周作  
農地主事 森本 宏  
農地係長 公文 直樹

7. 会議の概要

議長

開会（13時36分）

それでは本日の会に入って行きたいと思いますので、よろしくお願ひ致します。皆様方、改めまして、あけましておめでとうございます。今年もよろしくお願ひをしたいと思います。また、今年はですね、3月末をもちまして、皆さん方の任期が切れて4月にはまた新しい任期になってくるわけですが。それぞれ、先程次長の方からお話をありましたが、書類をですね、ご提出をいただきたいというふうに思ってます。やむを得ずにどうしても交代をされるというところもあるうかと思いますけれども、私、中身のことについてはどういうふうになっておるかわかりませんが、引き続き、皆さん方にお受けいただいてですね、また委員、また推進委員さんになっていただくようにお願ひをしたいと思

いますのでよろしくお願ひをしたいと思います。

今日はですね、寒くなると言ってましたけども、それほどに無くってですね良かったかなあというふうな思いもしてますが、これからまた厳しい寒さが来るかもわかりません。皆さん方どうか十分お体には注意をしていただきまして、委員会にご出席していただきたいと思いますが、12月の15日にはですね、平田さんから市長との交流会の時にお話がありまして、現場を見是非見てほしいというふうなことで、そういうお話があり、市長がですね、15日に日程を開けていただきまして、農業委員さん、そして市の関係者は建設課長であったり、また農林課長であったり、水道課の課長であったりとかいうことで、結構多くの人数にご出席いただきまして現場を見させていただきました。山間地域特有のですね、傾斜があつて上から崩れたり、大雨が降った時に水路が埋設もしたりというふうなこともあろうかと思いますが、地元の人はですね、それなりに苦労しながら、三面の舗装した水路にパイプを入れてですね、上から土砂が入ってきてても、その水路が使えなくなないようにパイプを入れたりしてですね、ご苦労をされておると、十分わかりました。これから先もますます高齢化して後を継いでくれる人がいなかつたときには大変ご苦労が多いんじゃないだろうかというふうなこともあります。また水道につきましてもですね、1か所のまず切れることも無いというような谷のところからですね、ずっと集落の方まで水を引っ張って行くためにですね、タンクを拵えてそこから受けてですね、水道が業者に委託をして配管をしちゅうと思うんですけど、これから先、そういう箇所が何か所もあるうかと思います。建設課の方も課長と話をした私の考えではですね、ここをどういうふうに改良してというふうなことも、地元の人から話があれば、出来る限りのことはせなあいかんというふうな思いがあるけれども、香美市を見てみればこういうところがもうたくさんあるんですよね、大変やないろうかというふうな話をされておりました。地元の皆さん方でできる限りのことはしていただいてですね、出来ない時になって、いよいよ市にお願いせなあいかん時には、一緒にお願ひもせなあいかんかなあというふうな思いもします。大変ご苦労があろうかと思いますけれども、これから先、後々引き継がれる人にですね、あまりこう荒廃をして残すんじやなくって今の姿で残せたら、渡せるようになつたらいいかなあというふうな思いもしました。まあそんなことでまた皆さんのいろいろご意見があつたり、また現場ですね、こういう現場があるけんど一緒に見に行ってくれんろうかというふうな話がありましたらですね、是非とも機会を作りたいと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

それでは 令和4年になりました第1回目ですね、会を進めていきたいと思いますのでよろしくお願ひを致します。

今日は欠席届けが三木委員さんと上島委員さんから欠席の届けが出ておりますのでご報告しておきます。本日の議事録の署名人につきましては鍵山委員、小松和啓委員にお願いしたいと思いますのでよろしくお願ひを致します。すいません、議案及び調査書の訂正がありますので事務局よりお願ひを致します。

## 事務局

はい、訂正というか少し説明になります。議案第1号1ページ、申請番号3の右端、総額のところが213,900円なんですが、ちょっと点が2つ入っておかしなことになつてますが、普通に213,000円で、と付くのがほんとでござります。ちょっとおかしなことになつてしまひました。

それから今日1枚ものでまた資料12-1. 相続税の納税猶予適格者証明願いについてっていうところなんですが、こちらの写真資料、12-1の下段になります。[REDACTED]というのが今回の申請の場所にくつついだ形で絵が入つてますけれども、ちょっと南下の方にずれますので、今の状態だと上の地図と違った形になつてますが、こちらの不手際でちょっとずれてしまひましたのでこちらを説明しておきます。

|        |   |
|--------|---|
| 議長     | どっちが正しい。  |
| 事務局    | 上の地図の方が正しいです。申請の場所から少し間があつて [ ] の [ ] がありますので、上の地図の方が正しいです。それを含めたもので見ていただきたいです。よろしくお願ひします。以上です。   |
| 議長     | それでは議案に沿いまして、順次説明をいただきたいと思いますが、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について説明をお願いします。  |
| 事務局    | はい、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明致します。<br>1番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町新改字屋舗田丸252番3、地目は田、面積は537m <sup>2</sup> 、外2筆、計3筆で合計面積1,246m <sup>2</sup> 、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は7,943m <sup>2</sup> 、譲渡理由は農業廃止、譲受理由は経営規模拡大、資料は1、10a当たり160,514円で総額200,000円です。<br>2番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町美良布字大堀谷424番1、地目は田、面積は437m <sup>2</sup> 、外2筆、計3筆で合計面積1,776m <sup>2</sup> 、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は4,317m <sup>2</sup> 、譲渡理由は農業廃止、譲受理由は隣接地の取得、資料は2、10a当たり600,000円で総額1,100,000円です。<br>3番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町吉野字北屋敷144番1、地目は田、面積は415m <sup>2</sup> 、外1筆、計2筆で合計面積713m <sup>2</sup> 、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は9,747m <sup>2</sup> 、譲渡理由は経営縮小(高齢化)、譲受理由は隣接地の取得、資料は3、10a当たり300,000円で総額213,900円です。<br>4番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町蕨野字土居ノ前105番、地目は田、面積は228m <sup>2</sup> 、外5筆、計6筆で合計面積1,920m <sup>2</sup> 、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は2,887m <sup>2</sup> 、譲渡理由は経営縮小(労力不足)、譲受理由は経営規模拡大、資料は4、10a当たり200,000円で総額384,000円です。<br>5番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町太郎丸字五郎1206番、地目は田、面積は681m <sup>2</sup> 、外9筆、計10筆で合計面積3,930m <sup>2</sup> 、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、譲受人の耕作面積は3,039.35m <sup>2</sup> 、譲渡理由は経営縮小(高齢化)、譲受理由は隣接地の取得、資料は5、10a当たり839,695円で総額3,300,000円です。<br>農地法第3条第2項各号の判断基準につきましては、事前にお配りしている調査書のとおりで、いずれも不許可の要件には該当しないものと判断されます。以上です。 |
| 議長     | 以上、議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請ですが、説明が終わりましたので、皆さん方より質問を受けたいと思いますが、何かありませんかね。はい、堺さん。  |
| 委員(6番) | あのう1番ですけど、この田んぼへの入り口は、この上の家の横を通って入らなあ入れんと聞いてますけど、この家も一緒に買うちゅうがですか。家は別ですか。   |
| 事務局    | 説明します。<br>家は今度農地を買う方が買われてますので。それで家の東側から道も入つていいけど、252-3の道とはそんなんには段差がないので、こちらからも入れるような形にはなると思いますけど。家のその前にこう、駐車場みたいにこう、とこ  |

ろがありますけど、そこからも入れますが。252-3の東からも道が通ってますので入れると思います。

議長 この下段の②のこの地点から入るということ。

事務局 そうですね。この道、②のところの下段、②と①の間の。

委員（6番） こっちは、そっちからは入れるかもしれませんけど、③の矢印のところに水路がある、段差があると思います。これはもう③の矢印の横から家の屋地のところを通って行かなあ入れんと思いますが。本人がこれを買うちよったら、別に問題無いと思う。

事務局 はい。

議長 はい、本人がこの家も屋地も買うちよたらよね、また自由に若干この勾配取ったり、橋を架けたりとかいうことが出来ると思いますので、問題は無いとは思います。

他に何かありませんかね。

#### ——質疑なし——

議長 他に無ければですね、採決に入行って行きたいと思いますが、ご異議ございませんか。

#### ——異議なし——

議長 はい、それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請ですが、原案通り賛成の方の举手をお願いします。

#### ——全員举手——

議長 はい、どうも有難うございました。全員賛成です。

それでは引き続きまして議案第2号、非農地証明願いについての説明をお願いします。

事務局 議案第2号 非農地証明願いについて説明致します。

1番、申請地は土佐山田町山田字原田1512番、地目は畑、面積は29m<sup>2</sup>、利用状況は住宅の庭、申請人は議案書のとおり、非農地化した理由は昭和51年に同地番内の墓地を除去した際、全部を庭として利用し始め、現在に至る。調査員は西村委員で資料は6です。

2番、申請地は土佐山田町久次字西久保463番1、地目は田、面積は72m<sup>2</sup>、利用状況は宅地、申請人は議案書のとおり、非農地化した理由は昭和48年6月日不詳に隣接地の463番2の建物が新築された際に、一体的に敷地として使用された。現在では木材の物置が建築され、屋敷の一部として使用している。調査員は三木委員で資料は7です。以上です。

議長 すいません、1番の調査員西村委員より説明をお願いします。

委員（9番） 説明します。明治地区の中井川の南側の明治の多目的集会所のところをちょっと北の方へ行って中井を東へ下りたところです。前にここ、この通りに墓がありまして、写真の2番を見てもうらうたらうんとわかりますけど、ここに昔ずっと墓がありまして、今現在納骨堂を、資料6-1の地図の申請地のちょっと

左側に墓のマークが2つありますけど、そのところへ納骨堂を今建てて、移転しました。現在この1512のところが庭みたいになってます。問題は無いと思いますので、以上です。

議長　　はい、すいません。続きまして三木委員お願ひします。  
すいません、今日欠席ですので事務局の方から説明しますので。

事務局　事務局の方から説明させていただきます。昨日、三木委員さんが農業委員会へ来られてましたので、資料7-1の方を見ていただいたら、香長小学校から西の方へ行って南国市との境のちょっと東の方の山手の方になります。この写真の通り、家の敷地の中に入っているようなところで周りには農地が無いので問題無いと思えると言っております。以上です。

議長　　はい、補足説明まで終わりましたので、ただ今より、議案第2号の非農地証明願いについての質疑を行いたいと思いますが、何かご質問はありませんかね。

#### ――質疑なし――

議長　　格段無いようですので採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

#### ――異議なし――

議長　　はい、それでは議案第2号、非農地証明願いにつきまして原案通り賛成の方の举手をお願いします。

#### ――全員举手――

議長　　はい、全員賛成です。有難うございました。  
続きまして議案第3号農地法第18条第6項解約通知報告についての説明をお願いします。

事務局　はい、報告第3号 農地法第18条第6項解約通知報告について説明致します。

1番、申請地は土佐山田町佐野字カドイシ1300番2、地目は田、面積は352m<sup>2</sup>、外7筆、計8筆で合計面積4,139m<sup>2</sup>、貸人及び借人は議案書のとおり、成立日、解約日は令和3年1月22日、引渡日は令和3年12月31日、解約理由は高齢化のためです。

2番、申請地は香北町太郎丸字大師564番、地目は田、面積は1,028m<sup>2</sup>の内950m<sup>2</sup>、外1筆、計2筆で合計面積2,060m<sup>2</sup>、貸人及び借人は議案書のとおり、成立日、解約日は令和3年12月6日、引渡日は令和4年1月1日、解約理由は借り手変更のためです。以上です。

議長　　議案第3号につきましてですね、説明が終わりましたので質疑を行いたいと思いますが、何かご質問ありませんか。

#### ――質疑なし――

議長　　格段無いようですので、議案第3号につきましては報告のみとさせていただきます。

続きまして議案第4号、農地法第5条の規定による届出取り消しについての

|     |   |
|-----|---|
|     | 報告ですので、説明をお願いします。   |
| 事務局 | 報告第4号 農地法第5条届出取消報告について説明致します。<br>1番、申請地は土佐山田町宮前町145番、地目は田、面積は780m <sup>2</sup> 、譲渡人及び譲受人は議案書のとおりです。転用目的は職員駐車場、取り消し理由は契約の解除のため、受理日は令和3年11月19日、権利の種類は所有権移転売買。資料は8を見ていただくともっとわかりやすいと思います。取り消し理由も本申請地の売買において、土地の境界確定に困難が生じ、売買契約を解除したため、こういった理由になっております。以上です。  |
| 議長  | すいません、川村君からちょっと補足がありますのでよろしくお願ひします。   |
| 事務局 | 事務局から補足説明させていただきます。<br>次長から取消願いが出てるということで、資料8-3のとおり、契約を解除するということで土地の境界確定に困難が生じるということで、ちょうど申請地の南にJRの土讃線の線路が通っていますので、そことの境がはつきりまだ協議をしてるということで譲受人がこのまま、契約をそのままにしてると固定資産税の支払いに次の方に関わってくるということで、農業委員会から税務収納課へ情報がいった時点でもう所有者が登記してなくても、次の方に税がかかってることを税務収納課に確認していますので、そういうことも不動産屋さん等が関わってまして、取消問題が出てきたところです。今後またこの案件が届け出の可能性はありますので、知っておいてもらいたいと思います。以上になります。 |
| 議長  | 私もこの資料8-2の写真を見ましたけれども、どうもこの境界で境が分からんようなところは見当たらんが、いうふうに思ってましたが、先程聞きましたJRの土讃線の敷地と接しちゅうのが、南の端になるがでけんど、その境がちょっと確定が出来ないということであろうかと思います。なお、すいません、職員駐車場となっちゅうけれど、職員と。   |
| 事務局 | ■さんを営んでおります、その会社の職員駐車場ということで、このあけぼの街道の街道沿いに、■さんのところからいろいろ事務所を設けてますので、その駐車場になります。写真がちょっと線路が写って無くて申し訳ありません。   |
| 議長  | はい、わかりました。すいません、それでは報告第4号につきまして皆さん方から質疑を受けたいと思いますが、何かございませんかね。  |
|     | ――質疑なし――  |
| 議長  | 格段無いようですのでこの件につきましても報告案件ですので報告のみとさせていただきます。   |
|     | 続きまして議案第5号農地法第4条の規定による届出についての報告ですが、説明をお願いします。   |
| 事務局 | はい、報告第5号 農地法第4条届出報告について説明します。<br>1番、申請地は土佐山田町秦山町2丁目210番、地目は畑、面積は151m <sup>2</sup> 、申請者は議案書のとおり、転用目的は駐車場、資料は9で、調査員は事務局川村です。<br>2番、申請地は土佐山田町百石町2丁目37番1、地目は畑、面積は453m <sup>2</sup> 、申請者は議案書のとおり、転用目的は木造2階建て住宅、資料は10で、調  |

査員は事務局川村です。すいません、資料の10-3の方を見ていただいたら、始末書が書いてあります。左側の写真の方ではもうすでに基礎の工事に入っています。ここは2階建ての住宅ということですけどアパートを造るような予定で、現場へ行ったら、もう基礎が出来てましたので、始末書を出していただいて、市街化の区域ですので届出でいけるということで資料を添付しております。よろしくお願ひします。

議長 補足説明といいますか、説明がありましたようにですね、始末書案件になつてますが、ここは市街化区域内ですので、買われた人もですね、知らずに工事に入ったというふうなことにならうかと思います。

議案第5号農地法第4条の規定による届出の報告ですが、この件につきまして質疑を行いたいと思いますので、皆さん方から何かご質問があれば受けたいと思いますが、何かありませんかね。

#### ――質疑なし――

議長 格段無いようですので、議案第5号につきましても報告のみとさせていただきます。

続きまして議案第6号農地法第5条の規定による届出の報告につきまして、説明をお願いします。

事務局 報告第6号 農地法第5条届出報告について説明致します。

1番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町楠目字土居3367番2、地目は畑、面積は10m<sup>2</sup>、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、転用目的は住宅用地、資料は11で調査員は事務局川村です。以上です。

議長 説明が終わりましたので、議案6号農地法第5条の規定による届出報告についてですが、質疑を行いたいと思いますが、皆さん方からご質問ありませんかね。

すいません、この場所につきましても市街化区域内ということでですね、家を個人の家を建てるということで、そういうふうに転用するわけですが、面積が10m<sup>2</sup>ですので、この土地だけじゃなくって周辺の土地を巻き込んで家を建てるのにここがまあ農地で残っちゃったということになるわけやね。すいません、何かご質問ありませんか。

#### ――質疑なし――

議長 格段無いようですので議案第6号農地法第5条の規定による届出の報告につきましても報告のみとさせていただきます。

続きまして議案第7号相続税納税猶予適格証明願いについての説明をお願いします。

事務局 議案第7号 相続税納税猶予適格証明願いについて説明致します。

1番、申請地は土佐山田町字長谷川丸184番1、地目は田、面積は1,334m<sup>2</sup>、外1筆、計2筆で合計面積1,611m<sup>2</sup>、譲渡人、譲受人は議案書のとおり、相続開始年月日は令和3年9月17日、資料は12です。以上です。

議長 それでは議案第7号についての質疑を行いたいと思いますが、あまり出てくる案件ではありません。それから該当者がですね、[REDACTED]さんが該当するわけですけども、議決権が無い方ですので、退席をせずに、本人退席をしたいと言うんやったら退席していただいても、退席をせずに質疑を行いたいと思いますので、わからんことは本人に聞いて貰っても構いませんので、すいません、

質疑を行いたいと思いますが、何かご質問はありませんかね。

|        |   |
|--------|---|
| 委員（5番） | はい。   |
| 議長     | はい、どうぞ岡田君。  |
| 委員（5番） | これは生前贈与ですか。   |
| 事務局    | 相続。   |
| 議長     | 管理をする期間は今も20年ですか。   |
| 事務局    | そうです。市街化については。  |
| 議長     | 市街化は20年。  |
| 事務局    | 他の農用地区域は終身。   |
| 議長     | そんなことない。  |
| 事務局    | 終身  |
| 事務局    | なっちゅう、今確か。  |
| 議長     | あっそう。   |
| 事務局    | 20年経っても年季が明けん。  |
| 議長     | そりやあ、おおごとや。<br>市街化区域内ですので、令和3年9月17日から20年間ということで進む<br>ということですね。市街化調整区域というか農地については、また期間が違う<br>らしいですので、まあよろしく。相続されるのについて、結構税金高いです<br>ので、どう言いますか、自分が管理をしていく、これからずっと管理をしていく<br>ということになればですね、税金かかりませんので20年間は農地として管理<br>をしていくということになろうかと思います。<br>他に何かご質問はありませんか。 |
|        | ――質疑なし――  |
| 議長     | それでは採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんかね。  |
|        | ――異議なし――  |
| 議長     | それでは議案第7号、相続税納税猶予適格証明願いにつきまして原案通り賛成の方の举手をお願いします。  |
|        | ――全員举手――  |
| 議長     | はい、全員賛成です。有難うございました。<br>続きまして、議案第8号香美市農用地利用集積計画についての諮問ですが、<br>説明をお願い致します。   |

事務局

議案第8号、経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について補足説明を致します。

まずは、農業公社による中間管理の売買事業になります。

1番、土佐山田町山田の農地2筆、合計1,814m<sup>2</sup>を、農業公社から[REDACTED]の[REDACTED]さんが購入、水稻を栽培する予定になっています。

次に、12ページにいきまして、農業公社による貸し付けになります

申請番号2番、土佐山田町中野の農地、2,363m<sup>2</sup>を[REDACTED]の[REDACTED]さんから公社が借り入れ、その後、[REDACTED]の[REDACTED]さんに貸し付ける予定です。賃借権で、期間は10年です。

次に3番からは通常の貸借権になります。3番、再設定の案件です。土佐山田町須江の農地2筆、合計6,756m<sup>2</sup>を[REDACTED]の[REDACTED]さんが借り受け、水稻を栽培します。賃借権で期間は3年です

13ページにいきまして、4番、こちらも再設定です。土佐山田町の農地2筆、合計2,189m<sup>2</sup>を[REDACTED]の[REDACTED]さんが借り受け、水稻を栽培します。賃借権で期間は5年です。

14ページにいきまして5番、新規設定になります。土佐山田町の農地8筆、合計6,095.15m<sup>2</sup>を、[REDACTED]の[REDACTED]さんが借り受け、キャベツを栽培します。賃借権で期間は5年です。

6番も新規設定になります。土佐山田町山田の農地、1,259m<sup>2</sup>を、[REDACTED]の[REDACTED]さんが借り受け、水稻を栽培する予定です。賃借権で期間は5年です。

7番も新規設定になります。土佐山田町山田の農地2筆、合計4,268m<sup>2</sup>を、[REDACTED]の[REDACTED]さんが借り受け、ニラを栽培します。賃借権で期間は15年です。

次に16ページにいきまして、8番、再設定です。土佐山田町岩次の農地5筆、合計3,494m<sup>2</sup>を、[REDACTED]の[REDACTED]委員さんが借り受け、水稻を栽培します。賃借権で期間は10年となります。

9番も再設定になります。香北町梅久保の農地4筆、合計2,288m<sup>2</sup>を、[REDACTED]の[REDACTED]さんが借り受け、水稻やシシトウなどを栽培します。賃借権で期間は10年です。

17ページにいきます。

10番、新規設定です。香北町太郎丸の農地2筆、合計2,060m<sup>2</sup>を[REDACTED]の[REDACTED]さんが借り受け、大葉を栽培する予定です。賃貸借で期間は10年です。

11番、こちらも新規設定です。香北町五百歳の農地、2,824m<sup>2</sup>を[REDACTED]の[REDACTED]さんが借り受け、ニラを栽培します。賃貸借で期間は10年です。

次に18ページにいきまして、12番、新規設定になります。香北町有瀬の農地3筆、合計2,490m<sup>2</sup>を[REDACTED]の[REDACTED]さんが借り受け、果樹を栽培する予定です。賃貸借で期間は3年の予定です。以上です。

議長

以上説明が終わりましたが、関係をされる[REDACTED]君が案件がありますので、退席をさせていただいてですね、この8番の案件のみ先に質疑を行いたいと思います。

――[REDACTED]委員退席――

議長

申請番号8番の件につきまして、皆さん方から何かご質問があれば受けたいと思いますが、何かありませんかね。

――質疑なし――

議長

格段無いようですので、申請番号8番につきまして賛成の方の举手をお願いします。

——全員举手——

議長 はい、全員賛成です。有難うございました。

——委員入席——

議長 [ ] 委員に報告を致します。全員賛成をされましたので、また作っていただけるようにお願いをしたいと思います。

それでは議案第8号につきまして、すべての案件で質疑を行いたいと思いますが、何かご質問はありませんかね。

すいません、私の方から、7番、それから10番、11番、ニラ、大葉、ニラですが、これはハウスも一緒ですか。ハウスついちゅう。7番については、西村君、これハウスがついちゅうがやろう。知らん。

委員（9番） [ ] の借りるやつ、ハウス。

議長 ハウスよね、あの川瀬のね、前から生やしちゅうところよ。

委員（9番） そうそうそう。めっちゅうところよ。

議長 他のところも、10番の大葉も10a当たり36,000円、それからニラについては21,000円なんぼですので、ちょっと単価がええけんど、ハウスがセットされちゅうかな。

委員（27番） はい。

議長 はい。

委員（27番） ハウス。

議長 付いてますか。わかりました。

まあ、ハウスが付いちゅう場合にはね、若干単価がね、高いということにならうかと思います。その他何かご質問はありませんかね。

——質疑なし——

議長 格段無いようですので、議案第8号の香美市農用地利用集積計画についての質問ですが、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

——異議なし——

議長 はい、それでは議案第8号、香美市農用地利用集積計画についての質問であります、賛成の方の举手をお願いします。

——全員举手——

議長 はい、全員賛成です。有難うございました。

それで、次の意見交換会に入る前にですね、その他の件がありますが、実は過日、県の農業会議から全国の農業新聞について、農業委員さんで購読をされてない方については是非購読をお願いをしたいという文書が私の所に来ました。そういうことで私がいちいちご無理を言うわけにもいきませんが、こうい

う報告が来ておりますので、一応私の方からご報告をさせていただきたいと思います。なお、新聞を取っていただいている方についてはですね、交付金の方を1件プラスするということで交付金の中に含んで、支出させていただいておりますので、年間新聞が8,400円、それで交付金が8,000円、400円自腹を受けなあいかんんですけど、是非とも委員を務めたり、最適化推進員を務めておる以上はですね、是非とも購読をお願いをしたいというお願いを致しておきます。与えられました議案については以上ですので、ここで少し小休をさせていただいてですね、意見交換会に入りたいと思いますのでよろしくお願ひを致します。

閉会(14時16分)

上記会議内容の記載について偽りのないことを証します。

議

長

原心一

署

名 人

鍵山佳元

署

名 人

小松和啓